

# 東京大学「学問の自由」侵害事件

**When** : 2009年春から翌年の秋にかけて。

**Where** : 東大柏キャンパスの新領域創成科学研究科。

**Who** : 被告東京大学の管理者（当時の国際協力学専攻長、環境学系長、新領域創成科学研究科長）

**Whom**:原告柳田辰雄。同研究科国際協力学専攻制度設計講座教授。

**What** : 原告が取り組む学問研究＝学融合（国際システムの課題に法学、政治学、経済学の学融合により取り組む）の研究の自由を侵害。

**How** : 本件学融合担当の教授人事の過程で3つの違法行為（ルール書き換え・ルール無視・添付の公文書偽造〔厳密には虚偽公文書作成〕）を行うことにより、本件教授人事をつぶした。

# 東京大学「学問の自由」侵害裁判の流れ

2012年 2月 前訴の提訴

2014年 5月 原告の本人尋問

同年10月 一審判決

2015年 2月 二審判決（弁論1回のみ）

2016年 7月 本訴の提訴

2017年10月 原告の本人尋問

12月 弁論終結（公文書書換え関係者の尋問却下）

2018年3月14日 15日判決言渡しを22日に延期。

同年同月22日 同日判決言渡しを29日に延期。

同月23日 原告の弁論再開の上申書。直ちに却下。

同月29日 一審判決

## 前訴と本訴のちがい

	争点	時期
前訴	③の段階：最終候補者1名を (1)基幹専攻会議で決定せず (2)決定は出来レース	2009年12月 ～翌年12月
本訴	②の段階：進行中の候補者選考 がいきなり中止  ①の段階：分野変更の発議、基 幹専攻会議で審議・決定せず  ②   の段階：カラ会議で審議・ 決定(公文書偽造)	2009年11月 25日まで

# 教員人事の手続（流れ） cf. 法律制定

①発議(提案) → ②審議(討議) → ③決定(採決)

専攻 → 学経(委)

2段階

基幹専攻会議



I 分野の審議

教員最終候補

基幹専攻会議

決定

1名を決定

で審議・決定

分野選定委員会

↓  
教員選考委員会

(明文化)

II 教員最終候補

↓  
系会議

の審議

↓  
学経(委)

基幹専攻会議

## **一審判決の論点（全体）**

**1、前訴の蒸し返しか？**

**→ 否定**

**2、3つの手続違反**

**→ 全て否定（∵前訴で決着済み）**

**3、学問の自由の侵害か**

**→ 否定 高柳説を完全無視**

## 3つの手続違反①（ルールの書換え）

<h3>原告主張</h3>	<h3>一審判決</h3>
<p>国際政策協調学分野の教授候補者の募集等の教授人事の進行中に、いきなり、一方的に当該人事が停止となったもので、この尋常ならざる事態は被告東大の教員選考手続でも想定しておらず、この事態に対する内部規則は存在しない。しかし、教員選考手続の制定趣旨に照らせば、最低限の手続として、当該教授人事の関係機関である発議の審議・決定をした国際協力学専攻の基幹専攻会議及び当該教授人事のために教授選考委員会を設置した学術経営委員会に対し、進行中の募集手続を停止した、その合理的な理由を説明し、当該機関から承認を得る必要がある。</p>	<p>国際政策協調学分野から社会的意思決定分野に選考の分野が変更された上で実施された本件選考については、手続的にも実体的にも違法なものであったとはいえないことが、本件前訴の判断において既に確定。原告主張のように原告の学問の自由の侵害に当たるような重大な手続的瑕疵が存在したのであれば、それは当然に本件選考それ自体の手続的違法として本件前訴において問題とされ、審理判断されて然るべきである(逆に本件前訴において主張され、争点とされていないのであれば、それはかえって当該瑕疵の重大性自体を疑わしめるものと言わざるを得ない。)。実際、本件前訴における審理経過及び判断内容等からすれば、前記②に係る主張及び審理が尽くされた上で上記結論に至っていることが認められ、本件全証拠に照らしてみても、この点に係る判断を左右するに足りるような事情は見当たらない。</p>

## 3つの手続違反②（ルールの無視）

### 原告主張

「教官選考に当たっての分野及びポストの審議に関する申合わせ」によれば《注1. 「分野およびポスト」の変更が生じる場合は、再度、発議からやり直す。》とあり、分野変更する場合には、発議した専攻の基幹専攻会議で分野変更に関する審議・決定を経た上で、改めて、発議することを求めている。

しかるに、本件において、2009年1月25日、国際協力学専攻は、国際政策協調学分野の分野変更について学術経営委員会に発議したが、しかし、そのために必要な「基幹専攻会議で分野変更に関する審議・決定を経る」手続を行なわなかった。これは明らかに本件規則の上記定めに違反する。

### 一審判決

本件両人事が、国際協力学専攻の2つの教授ポストをめぐって同専攻に在籍する3名の准教授が争う構図が強く予測されるものであって、その決定に准教授及び専任講師を関与させることが適切とは言えない事情があることから、教授のみで決定することについては合理的な理由が認められる。・・・基幹専攻会議の教授メンバーが参加する教授懇談会の意思に基づくものとして発議がされたとしても、その実質において異なるところはないし、本件では少なくとも平成22年3月11日に開催された基幹専攻会議において、この点も含め、国際協力学専攻に所属する教授及び准教授8人全員の参加の下で、従前進めてきた選考手順に従って本件選考を進めることが承認されている以上、この点に係る手続上の瑕疵は治癒された。

# 3つの手続違反②その2 (ルールの無視)

## 原告主張

被告は「教授懇談会で分野変更の審議・決定」があった旨を主張する。しかし、

第1に、「教授懇談会で分野変更の審議・決定」がなぜ「基幹専攻会議で分野変更の審議・決定」に代わり得るものであるかについて、被告は何の主張も証明もない。

第2に、「教授懇談会で分野変更の審議・決定」に関する被告主張のうち、《平成21年7月から10月にかけて、教授懇談会で本件分野変更の審議が重ねられ、11月までには本件分野変更の合意が形成され、決定された》旨の事実に対して、原告は否認する。その理由は、2009年(平成21年)9月までの教授懇談会の内容を記録した山路メモから次の事実が明らかだからである。

①. 2009年9月までの教授懇談会で本件分野変更が議題になる余地はなかった。なぜなら、9月29日の教授懇談会で、原告は次の発言をしているからである。

「柳田教授が、制度設計講座の3分野将来構想を詳細に提案。また、本件はY総合文化研究科長の任期中にけりを付けたい、と発言」。

## 一審判決

本訴において、原告は、本件選考における分野変更の発議に先立つ平成21年11月11日の選考委員会において、専攻長の國島教授から、社会的意思決定分野の教授ポストについて選考を行いたい旨の説明があったことは自認しており、原告が国際協力学専攻における教授ポストの数に制約がある点は熟知していたことからすれば、これを国際政策協同学分野の教授ポストとは別に新たな選考を行う趣旨と理解した旨の弁解は到底信用し難いことからすれば、専攻長の國島教授は、本件の分野変更に関し消極的な意向である可能性が強い原告を含め、関係する教授(教授懇談会のメンバー)にはあらかじめ分野変更についての説明を行い、了承を得ていたものと推認するのが合理的である。



つまり、この日、原告は《国際協力学専攻を構成する3つの講座のうち私が所属する制度設計講座が、国際政治経済システム学分野、国際政策協同学分野および国際環境組織論の3つの分野から構成される構想》である3分野将来構想について、《3分野構想は既に1999年に構想されたものでしたが、その実現がまだでしたので、……教授の空きポストを早急に埋めて、是非とも3分野構想を実現させたいと意気込んでいたので、改めて、3分野構想の内容を詳しく説明し、出席者に理解を求めた》ものであり、国際政策協同学分野の教授人事を別の分野に変更することなど到底あり得ない話だったからである。

②. なおかつ、原告はこの3分野構想を実現するために、国際政治学専攻の山影進教授に国際政治学または国際法の候補者を推薦してもらう積りで、山影教授との面談をこの日の教授懇談会で話題にし、翌10月26日、國島専攻長も同行し、山影教授を訪問し上記推薦の依頼をした。

以上から、2009年10月26日までは原告と国際協力学専攻の教授間で本件分野変更が議題になったことはない。

③. 山路メモによれば、2009年10月及び11月に教授懇談会は開催されていない。従って、同年10月及び11月に教授懇談会で本件分野変更が議題になる余地もなかった。

### 3つの手続違反③（公文書の書換え）

#### 原告主張

本件で、当該野選定委員会の招集、開催の事実はなく、2009年11月25日にこれが開催され、分野変更について審議し、全員一致で承認したという審議結果報告書は虚偽である。

被告は上記原告主張を全面的に否認し、審議結果報告書の内容の通り、2009年11月25日に上記分野選定委員会が開催され、分野変更について審議し、全員一致で承認したと主張。

「2009年11月25日の分野選定委員会の開催・審議・決定」の有無をめぐって双方で真っ向から主張が対立する以上、双方とも自身の主張について、その裏付け（被告であれば否認の理由）を明らかにする必要がある。

そこで、原告は、この点の事実関係を解明するため、後述の通り、求釈明と人証申請する。

#### 一審判決

証拠(乙12)によれば、本件前訴(本人尋問)において、原告自身、平成21年11月25日に行われた分野選定会議に出席していたことを由確に自認し、これが同日の学術経営委員会の前に開催されたと記憶していることやそこでの審議の内容等(選考の分野が変更されたことについての原告の認識やその時点における考えに係る内容を含む。)について具体的に供述していることからしても、これを同月11日の選考委員会と勘違いしたとする本訴における供述等(甲63、原告本人尋問の結果等)は到底信用することができない。

## 3つの手続違反③その2 (公文書の書換え)

<b>原告主張</b>	<b>一審判決</b>
<b>求釈明</b> <b>(1)、被告は、分野選定委員会を11月25日に開催する旨の招集通知が出された事実を認めるのかそれとも否認するのか、認めるのなら誰がどういう方法で出したのか、明らかにせよ。</b> <b>(2)、もし認めるのであれば、誰がどういう方法で出したのか、明らかにせよ</b>	<b>被告は回答せず。</b> <b>判決も被告の未回答について言及なし。</b>
<b>証人申請</b> <b>(1)、正彦国際協力学専攻長</b> <b>(2)、味埜環境学系系長</b>	<b>証人申請を却下。真相解明をしない、と。</b>